

始良市人権教育・啓発基本計画【改訂版】(素案)に対する意見募集の実施結果と市の考え方

始良市パブリックコメント制度実施要綱に基づき、始良市人権教育・啓発基本計画【改訂版】(素案)を公表し、広く市民の皆様の見解を伺うパブリックコメントを実施しました。

いただいたご意見とそれに対する市の考え方を取りまとめましたので、次のとおり公表します。

なお、ご提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわない程度で要約させていただいています。また、類似のご意見につきましては、まとめています。

1 集計結果等

(1) 実施期間 令和5年1月5日(木)から令和5年2月3日(金)まで

(2) 意見の提出方法、提出人数、意見の件数

提出方法	提出人数	意見件数
電子メール	2	32
ファックス	1	20
合計	3	52

次頁「2 ご意見と市の考え方」では、類似のご意見(16件)を集約し36件としています。

2 ご意見と市の考え方

No.	頁	意見の主な内容	市の考え方(回答及び対応)
1	1ページ 第1章 1 16行	「社会情勢の変化により新たな人権問題が発生しています」の「新たな人権問題」とは何を指すのかが分かりにくいです。文脈からすると、それより前に列記してある人権問題すべてを指すこととなります。しかし、「女性、子ども…」から始まる人権問題の多くは、従前から指摘されてきたものであり現基本計画でも記されていたものです。「社会情勢の変化により新た」に生じた人権問題がどのようなものかが分かるように記述する必要があると思います。	いただいたご意見を参考に文言を修正します。
2	1ページ 第1章 2件 1 16行	新型コロナウイルス感染症の感染者や感染者の家族に対する偏見、誹謗中傷などがあつたことを踏まえ、そのような差別の実態を明らかに明記して、始良市の実態として加筆してほしい。	本計画では「第3章 2分野別施策の推進(12)その他の人権⑥ 様々な人権問題」の中で、コロナ差別について記載しています。 なお本計画では個別の事例は記載いたしておりませんので、現行のとおりとさせていただきます。
3	2ページ 2-(2) 2行	内容ではなく表記上(読点)のことなのですが、それが何箇所かありますが一箇所だけ記しておきます。例えば「2 基本計画の性格(2)」の「人権教育・啓発施策の、総合的」にある「、」は不要だと思います。	ご指摘のとおり修正します。
4	3ページ 7行 42ページ 用語解説 さ行	SDGsの説明と図表が掲載してありますが、SDGsを本基本計画に載せる意味がわかるような記述が必要だと思います。SDGsは、人権がそのベースになっているのだということを明記して市民に理解していただく必要があると思います。ここでは、SDGsの一般的な説明になっています。そのことは、巻末の資料欄においても同様です。	いただいたご意見を参考に文言を追加し、これを用語説明とするため、巻末の資料欄の用語解説の方は削除します。

No.	頁	意見の主な内容	市の考え方(回答及び対応)
5	5ページ 第2章 図表	「県民意識調査」の結果の図表を載せる意味を明確にするため、市民にとって理解の助けになる分析コメントを短くてよいので添えてほしいです。	いただいたご意見を参考に文言を追加します。
6 2件	6ページ 第3章 1-(1)	LGBTQ(性的マイノリティー)の児童生徒が、学びやすい学校、地域社会であるために性別によらない名簿を公簿を含めて様々な教育活動の中で取り入れるようにすることを明記してほしい。また、学校でのトイレ、更衣室、標準服の改定を進めてほしい。那覇市などの条例を参考にしてほしい。	名簿については、性別によらない名簿を含めて、その用途に応じて各学校が円滑に教育活動を進めて行くことができるように作成・活用しています。(実際には、性別によらない名簿を活用したり、多人数の中にあって男女の区別が必要な場合に適した名簿を活用したり、男女の順序を逆にした名簿を活用したりするなど、各種教育活動に適した名簿を活用しています。) 施設の改善については、現状においても努めているところです。
7	6ページ 第3章 1-(1)	部落問題、ハンセン病問題など、個別の人権課題についての研修を市の責任で開催してほしい。	各小・中学校に対しては、人権教育の推進に係る研修会を年3回以上実施するよう指導しています。 また、実施状況については学校訪問等で確認しています。
8 2件	8ページ (2)	同和問題やハンセン病問題など、個別の差別問題を解決していくために、研修会等を市の責任において行ってほしい。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。なお、社会教育においては、家庭教育学級、成人学級において、人権学習を年一回必ず位置付けるようになっていきます。内容については、個別の人権課題の中から選択し、幅広く学習できるようにしています。今後も、引き続き取り組んでいきます。
9	8ページ 【施策の方向性】 4行	見守りや相談活動について書いてあるが、どこに相談できるのかということを明記してほしい。	市役所の各課の相談先については、本計画の各項目で各相談機関が明記されているため、現行のとおりとさせていただきます。詳しくはホームページや毎月の広報紙で確認できます。

No.	頁	意見の主な内容	市の考え方(回答及び対応)
10	10ページ (3) 【施策の方向性】 4行	<p>【施策の方向性】の「職場内の研修」を「様々な人権問題に関する職場内の研修」と明記してほしいです。【現状と課題】の冒頭には「企業等においては、(中略)地域社会に深く関わるとともに、地域や社会の構成員として人権が尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。」とあります。人権施策が今後拡充していくためには、学校等の教育の場だけでなく企業の取り組みがこれまで以上に重要だと思っています。それは、企業の労働者の多くは、家に帰れば家庭人であり、地域では自治会員であり、仕事以外の PTA やサークル等の各種団体のメンバーでもあり、まさに「地域や社会の構成員」だからです。それぞれの場で人権教育・啓発を推進し得る重要な役割を担っている人材だからです。職場内で定期的に、女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人の人権や同和問題等、素案に列記してある諸人権問題に関する研修を行っていただきたいです。そのことは、職場における障がい者の雇用、偏見に基づいたハラスメント防止、男女共同参画等にもつながっていくと思います。</p>	<p>いただいたご意見を参考に文言を修正します。</p>
11 2件	10ページ (3) 【施策の方向性】	<p>県や県教委、県人権同和教育研究協議会などが開催している人権教育啓発研修会に企業も積極的に参加するように市が働きかけてほしい。福岡等の先進地域を参考にしてほしい。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。</p>
12 2件	11ページ 2-(1)	<p>「男女共同参画」を推進するために学校における「性別によらない名簿」の推進、施設の改善をすすめていくことを明記してほしい。</p>	<p>6と同様の回答とします。</p>

No.	頁	意見の主な内容	市の考え方(回答及び対応)
13 2件	13ページ 14ページ (2)	<p>子どもの人権を保障するために1学級の児童数を減らし、教員がゆとりをもって子どもと向き合えるような施策を進めてほしい。特別支援教育支援員を増やしたり、学校教育全般の支援員を市独自で予算化してほしい。</p>	<p>1学級当たりの児童生徒の定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に定められており、一学級当たりの児童数の緩和策として、令和7年度にかけて小学校35人学級の実現がなされるところです。</p> <p>また、小・中学校に配置されている特別支援教育支援員は、全国平均が2.08人、県平均が1.3人であるのに対し、本市は平均2.6人を配置しています。本市は、特別支援教育の視点からも子どもの権利を保障し、学びを充実させるよう努めています。</p>
14 2件	13ページ 14ページ (2)	<p>義務教育学校における給食費や学習教材等の校納金の無償化を進め、家庭間の格差をなくす子育て支援をおこなってほしい。</p>	<p>経済的理由により就学困難と認められる児童生徒に対しては、その保護者の経済的負担を軽減するために、要保護(生活保護)世帯に対しては、大半の学用品費・学校給食費の全額を援助しています。</p> <p>また、住民税非課税(準要保護)世帯に対しては、多くの学用品費・学校給食費の8割を援助する就学援助事業を行っています。</p>
15	14ページ 【施策の方向性】 4行	<p>関係機関との連携の中に、「学校・園等」との連携を文言として明記してほしいです。</p> <p>乳幼児・児童への虐待の把握は、病院はもちろんですが、学校・園の職員の気づきが欠かせません。特に学校・園の職員のアンテナを高くしておいてもらう意味でも明記してほしいです。</p>	<p>いただいたご意見を参考に文言を修正します。</p>

No.	頁	意見の主な内容	市の考え方(回答及び対応)
16 2件	15ページ 16ページ (3)	高齢者がひとりでも安心して暮らせる 始良市をめざして、介護や暮らしの人的・ 経済的支援を充実し、コミュニケーションの 場づくりを市独自の政策で行ってほしい。	現在、健康・長寿支援チケット(あ いあいチケット)交付などの健康増 進等につながる経済的支援、そし て高齢者の方々への声かけや、見 守りなどの人的支援となる緊急通 報体制整備事業及びボランティア ポイント制度を実施しております。 また、高齢者のコミュニケーション の場にもつながる、「通いの場」 づくりのための事業やサロンボラ ンティア育成のための事業も推進 しているところです。 これらの事業以外に、介護に関 する経済的・人的支援に係る、新規 事業につきましては、定期的に実 施している高齢者や介護者等を対 象としたニーズ調査等の検証結果 を踏まえつつ検討していくことにな ると考えています。
17	17ページ (4) 17行目	「…平成 25 年(2013 年)不当な…」の年 は、「平成 28 年(2016 年)」だと思われ ます。	ご指摘のとおり修正します。
18	17ページ (4) 21 行	「障害のある人もない人も共に生きる鹿 児島づくり条約」の「約」は「例」だと思われ ます。	ご指摘のとおり修正します。
19 2件	17ページ ～ 19ページ	車いすで生活している人や視覚障がい のある方が、暮らしやすい市をめざして、 道路、公的施設、病院などのバリアフリー 化をさらに進めてほしい。	市が管轄する施設等におけるバ リアフリー化の推進につきましては 、「始良市総合計画」「始良市障 がい者計画」に基づき、庁内関係部 署と情報共有を図りつつ必要な対 応を行ってまいります。

No.	頁	意見の主な内容	市の考え方(回答及び対応)
20	20ページ 21ページ (5)	講演会等を開催し、市民に広く理解を求めてほしい。	始良市では毎年12月10日～16日の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせ、署名・募金活動やパネル展を行い、市民へ向けての啓発活動を行っています。今後とも啓発に取り組んでいきます。
21	22ページ 23ページ (6)	<p>同和問題の項で、現始良市基本計画策定以降の大きな情勢の変化は、2016年に「部落差別解消推進法」が制定されたことであり、その主な背景は同法第一条で規定している「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていること」です。同和問題解決の新たな法律として同法が制定された主旨を踏まえるならば、特にインターネット上の差別事象対策について【施策の方向性】においても言及すべきだと考えます。この項の改訂の意義もそこにあると思います。</p> <p>県並びに県教育委員会も把握しておられる事案ですが、他県のみならず県内の複数の自治体においても2016年からインターネット上の差別書き込みが発覚してきており、その矛先は被差別部落の大人だけでなく子どもたちにも向けられています。法務局をはじめ関係機関が対応されてきていますがあとを絶たず、今後どここの自治体でも起こり得ることだと言えます。</p> <p>当然のことながら被差別部落の方々は、そのルーツのある地域・自治体だけに居住している訳ではありません。元々のルーツである地域を離れ代々自由に居住を構え、どここの自治体にも住んでおられます。もちろん始良市にも。しかし、どこに転居しても部落差別は付きまってくる事例が少なくありません。今なお部落差別をする人がいるからです。このことは、自治体内に被差別部落が有る、無いにかかわらず、すべての自治体の人権課題です。被差別</p>	<p>インターネット等を利用した人権侵害については、全ての分野に係っており、同和問題に対してのみ記載は行っておらず、(11)インターネット等による人権侵害にまとめており、法務局等との連携について記載しているため、現行のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、法務省の人権擁護機関では、関係行政機関からの通報等により、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの内容の情報を認知した場合は、その情報の削除をプロバイダ等に要請するなど、適切な対応に努めているようです。</p>

No.	頁	意見の主な内容	市の考え方(回答及び対応)
		<p>部落にルーツを持つ方々が、他の市民と同じように安心して暮らせる地域社会づくりは、行政の責務です。(ご承知のようにインターネット上では、私の知る限りですが、①差別書き込みのほか、②全国の被差別部落の所在地等一覧の掲載(誰でも閲覧できる状態)、③それを書籍化した物の売買という問題も惹起しています。「(11)インターネット等による人権侵害」の項と重なる面がありますが、部落差別の特性と「部落差別解消推進法」制定の意義を踏まえ、(11)の項とは分けて考えました。)</p>	
22	22ページ 23ページ (6)	<p>平成30年人権に関する県民の意識調査の同和問題についてグラフを添付し、この解決は市民ひとりひとりの課題であることを明記してほしい。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、グラフ及び分析コメントを追加します。</p>
23 2件	22ページ 23ページ (6)	<p>県や県教委、県人権同和教育研究協議会などが開催している人権同和教育啓発研修会に積極的に参加するように市が働きかけてほしい。それを明記してほしい。</p>	<p>「内容や手法を工夫する」「啓発活動を推進します」と記載をしているため、現行のとおりとさせていただきます。</p>
24	22ページ 23ページ (6)	<p>『同和問題を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高額な本を売りつけたり、寄付金を強要したりするなどの「えせ同和行為」があり、そのような行為が同和問題への偏見を助長し、その解決を阻む要因の一つとなっています。』との記述があるが、これは近年も起きているのでしょうか。 「えせ同和行為」ということは知っていますが、この事実をここに明記することで、市民ひとり一人の課題であるということを考えにくくなるのではないかと思います。記述について、もう少し配慮してほしい。</p>	<p>「えせ同和行為」については現在も存在しています。 同和問題の正しい理解については、市民一人一人に対し【施策の方向性】1行目に記載しており、「えせ同和行為」については、企業に対して情報共有・提供を行っているもので、法務局と連携し相談対応をしており、このことについても、市民にも理解していただきたいと考えているため、現行のとおりとさせていただきます。</p>

No.	頁	意見の主な内容	市の考え方(回答及び対応)
25 2件	26ページ 27ページ (8)	ハンセン病問題の解決を目指して活動している NPO 法人「ハンセン病問題の全面解決を目指して共に歩む会」との連携を図り、その解決に向けて始良市が講演会等を開催することなどの具体策を明記してほしい。	「関係機関と連携し」の文言は追加します。具体策については、「教育・啓発活動に努める」と記載しているため、現行のとおりとさせていただきます。
26 2件	30ページ (10)	LGBTQ の人々が、住みやすい始良市をめざして鹿児島市など先進地域のとりくみを取り入れてほしい。パートナーシップ制度の導入を進めてほしい。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考として注視していきます。
27	30ページ (10)	文科省、県教委が示しているように LGBTQ の児童生徒が通いやすい学校づくりを具体的に(公募等の名簿への性別によらない名簿の導入、その他の施設整備等)進めてほしい。	6と同様の回答とします。
28 2件	31ページ 32ページ (11)	インターネット等による人権侵害は、人を死に追いやることもあり絶対に許されない行為であることを明記し、啓発を行ってほしい。また、被害にあっている人の相談体制などを具体的施策に取り組んでほしい。	すべての人権問題において、命に係わるような人権侵害は、深刻な問題で、絶対に許されないことです。本計画の基本理念においても『人権とは誰からも侵されない基本的な権利』と記載しているため現行のとおりとさせていただきます。 相談体制については、主に法務局や人権擁護委員による人権相談が窓口であり、今後も連携を図っていきます。
29	38ページ 39ページ 4	伊佐市では、学校、行政、運動体が一緒に人権・同和教育、啓発について年に一回三者学習会を開催し、取組の検証を行っている。始良市でもそのような場を持ってほしい。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。

No.	頁	意見の主な内容	市の考え方(回答及び対応)
30	38ページ 4-(2) 2行	「連携の促進」の「各種関係機関」を「各種関係機関団体」にしてほしいです。この章の前書きでも「各種関係機関や団体との連携」と記述されているからです。	ご指摘のとおり修正します。
31	38ページ 4-(3)	「(3)効果的な手法による人権教育・啓発の実施」では、始良市を圏内とするラジオやケーブルテレビの活用も検討し、可能な限り明記してほしいです。「新聞等のマスメディア」という表記の中に含まれているのかもしれませんが、いずれの媒体も始良市民の生活に関わりのあるものなので、取り上げて明記してほしいです。	「新聞等のマスメディア」に含まれるため現行のとおりとさせていただきます。
32	40ページ 第4章 2件	市報で、人権教育・啓発に関する記事を毎月掲載し、人権課題の学習資料や市民へ研修会など広く広報してほしい。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。
33	40ページ 第4章	市が主催する人権同和教育啓発の関する市民向けの研修会を毎年開催してほしい。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。
34	40ページ 第4章	人権教育・啓発の在り方として人権問題を単なる思いやりに済ませることなく、市民一人一人が人権問題の当事者であることが自覚できるような人権教育・啓発の在り方を明示してほしい。	38ページの4総合的かつ効果的な推進(3)効果的な手法による人権教育・啓発の実施の中で記載しているため、現行のとおりとさせていただきます。
35	41ページ 用語解説 か行	「用語解説」にある「合理的配慮」の「障害」の「害」の表記は、漢字とひらがなのどちらがいいのでしょうか。解説が転載であれば出典等を付記した方がよいと思います。	ご指摘のとおり修正します。
36	17ページ 19行 22ページ 14行 26ページ 22行 2件	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」の全文を資料として掲載してほしい。	他の分野別に関する法律も掲載していないため、現行のとおりとさせていただきます。